

【事例 2】

第 1 章 特定健康診査の実施率の向上へ！

健康保険委員と連携した『一社一健康宣言』の展開 (全国健康保険協会(協会けんぽ)大分支部)

○取り組みの背景および目的

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、自社の健康保険組合を持たない中小企業の被保険者(従業員)やその家族が加入しており、その多くが被保険者数9名以下の事業所で構成されている。そのため、加入事業所数は、約160万(平成23年度)と膨大であり、大分支部だけでも、約1.7万となっている。

平成20年度より生活習慣病の予防を目的とした「特定健診・特定保健指導」の実施が義務づけられ、健康づくり事業を進めるために、加入事業所との連携を強化していくことが課題となった。

大分支部では、平成21年度より職場を通じて、加入者の健康づくり事業を推進してきた。その中心的な役割を担ってきたのが、健康保険委員(健康保険サポーター)※1である。協会けんぽの場合、各事業所に存在する健康保険委員を通じて、広報や事業の推進を行っており、特に、この事業については中心的な役割を果たすこととなった。現在、大分支部の健康保険委員委嘱数は、1,211名(1,203事業所)、被保険者に占める委員設置事業所の割合は34.1%にまで上昇しており、多くの事業所に働きかけができる環境が整ってきている。

しかしながら、残り約7割の事業所では健康保険委員の委嘱もできず、協力してもらえる事業所の絶対数が少ないという構造的な課題があり、改善が求められてきた。

平成24年度に行われた「健康保険委員へのアンケート調査」の結果では、事業主(経営陣)、被保険者ともに「健康づくりへの理解・関心が極めて低い」ことが、改めて指摘された。そこで、この問題を解決するために、「一社一健康宣言」事業を企画し、平成25年度協会けんぽパイロット事業※2として承認された。当事業は、5月よりスタートしており、現在、提供するサービスの調整を行っており、翌年2月まで実施される予定である。

「一社一健康宣言」は、これまでの事業とは異なり、下記の点を重視している。

- ・事業所が健康づくりを行うメリットを明確にする
- ・個人の健康に関する意識づけを行い、事業推進の土台を整備する

※1. 協会けんぽの健康保険事業について、事業主・加入者の皆さまのご協力による事業の推進を図るため、広報・相談・健康保険事業の推進・モニター等にご協力いただく被保険者を健康保険委員(健康保険サポーター)として、各都道府県支部長が委嘱。役職や部署を問わず、任意で登録ができる。

※2. 各都道府県支部より課題解決に向けた事業を公募し、特別予算にて実施できる協会けんぽ独自の制度。

【事例2】

○取り組みの内容

「一社一健康宣言」は、下記のとおり大きく2つのパートにより分かれています。

項目	目的	実施内容
① 健康宣言を行う	事業所・従業員に「健康」に興味をもってもらう	事業主として、「健康宣言書」に署名し、社内で公表をする
② 健康づくりを行う	食事や運動、禁煙など、健康な生活習慣に努めてもらう	支部の健康づくり事業に、積極的に参加する

①健康宣言を行う

事業所および被保険者に「健康」に興味を持ってもらう方法として、支部では「健康宣言書」を使った事業を考案した。「健康宣言書」は、健康に関する3つの約束を、企業と被保険者の間で共有し、自社が健康を大切にしている企業であると宣言してもらうための書類である。

「健康宣言書」は、代表取締役の署名・捺印・写真などを印刷し、額に入れて社内の目立つところに掲示してもらう仕様を想定している。掲示に先立ち、朝礼等で被保険者に、宣言についてしっかりと説明してもらうこともお願いしていく。これにより、会社の方針として被保険者側にしっかりと受け止められていく効果が期待できると考えている。

—健康宣言書について—

宣言内容は下表に整理した3つである。企業側から、あるいは被保険者側からの一方的ではなく、2者間の約束事に設定していることがポイントである。また、実施してもらう企業側にとって実現可能（協力が容易）な内容であることが考慮されている。



図1. 健康宣言書

宣言内容	事業所に期待される事	被保険者に期待される事
① 健康診断の実施	健診の機会提供、及び積極的な受診呼びかけを行う	事業所の定期健診を、しっかりと受診する
② 必要な受診（検査・治療）の推進	従業員の医療機関受診が円滑に行えるように配慮する	検査結果を確認し、異常等あれば、医療機関を受診する
③ 生活習慣改善の応援	協会けんぽの支援を受け、従業員の健康活動を推進する	提供されるサービスの利用を通じて、生活習慣を見直す

【事例2】

②健康づくりを行う

「健康宣言書」を通して、宣言をしてもらった後、被保険者が健康に近づけるように具体的な健康づくりを行っていく。

ここでも、実施をしてもらう企業側で実現可能（協力が容易）なことが考慮されている。協会けんぽに加入する事業所の多くは、被保険者数10名未満の中小企業が中心である。そのため、事業を行うための人材や費用に余裕がないことも健康づくりが進まない理由のひとつであると考えている。

そこで、支部が行っている保健事業（特定健診・特定保健指導を含む）を改めて紹介し、活用していただくことで、お互いにメリットが出せるのではないかと考えている。

支部では次の事業を中心に事業所に提供を行っていく予定であり、これにより、“事業所の健康づくりを支部が支援する”という理想的な関係の構築が期待される。

<大分支部が提供するサービスと被保険者（従業員）のメリット>

生活習慣病予防サービスについては、本事業における新たな取り組みの一つである。個人の健診結果に基づいたオーダーメイドの情報提供（WEB）を行うことで、事業所・被保険者の健康への関心を底上げし、健康づくり事業を進めるための土台になり得ると考えている（図2）。また、従来より提供している「健康情報の提供」「特定保健指導」についても、宣言を機に活用を勧める。

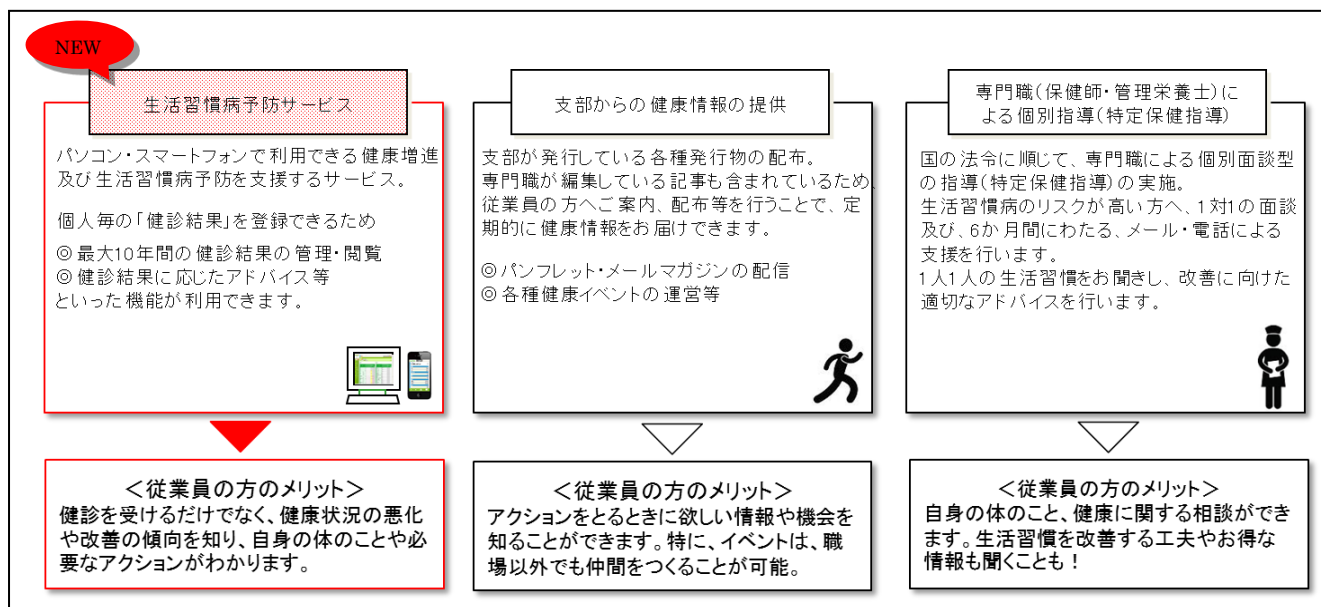


図2. 大分支部が提供するサービスと被保険者（従業員）のメリット

○効果

加入事業所の規模が非常に小さく、かつ、加入者数が少ない事業所が多いため、保健事業の普及が困難であるという構造的な課題を有する協会けんぽにおいては、加入事業所と連携する仕組み（コラボ・ヘルス）を構築することが、被保険者の健康増進をベースとした医療費適正化の推進を図る

【事例2】

ためには不可欠であると考える。

このような観点から、本事業では、「健康宣言事業所数」、「健康保険委員の設置数」、「各提供サービスの利用状況」等を指標として、効果検証を行っていく予定である。

○費用および財源

協会けんぽの「パイロット事業」制度を活用し、実施のための費用を調達。

○全国健康保険協会（協会けんぽ）大分支部情報

- ・ 被保険者数（平成25年3月末）：229,646名
- ・ 加入者数（平成25年3月末）：410,574名
- ・ 事業所数（平成25年3月末）：17,389事業所
- ・ 保険料率（平成25年3月末）：100.8%